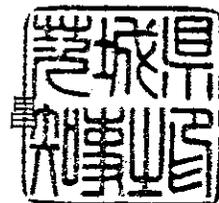


環 政 第 609 号  
平成12年 7 月18日

通商産業大臣 平 沼 赳 夫 殿

茨城県知事 橋 本



住友金属鹿島火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項に基づく意見について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定により提出します。

なお、電気事業法第46条の8の規定に基づき事業者に勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますようよろしく願います。

また、環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき提出された鹿嶋市長及び鹿島郡神栖町長の意見については、別紙のとおりです。

#### 記

#### 1 環境影響評価を行うに当たっての事前の検討について

- (1) 大気汚染防止及び地球温暖化防止の観点から、発電効率の高いシステムの導入や関連施設の省エネルギー化について検討を行うこと。
- (2) 環境保全対策については、最新で、かつ、より良い技術を導入するなど、ばい煙排出量や水質汚濁物質の排出量等の一層の低減について検討を行うこと。
- (3) 石炭灰や脱硫石膏等の副産物については有効利用を図るとともに、廃棄物の排出抑制及び適正処理について検討を行うこと。

## 2 環境影響評価の項目について

- (1) 発電用燃料である石炭については、重金属の含有量を明らかにするとともに、発電所供用時における排ガス、ばいじん及び石炭灰中に重金属が含まれるおそれがある場合には、環境影響評価の項目として選定する必要がある。
- (2) 対象事業実施区域周辺に設置された一般環境大気測定局の多くにおいて、「浮遊粒子状物質」が環境基準を達成していないことから、工事中資材等の搬出入、建設機械の稼働及び発電所供用時における資材等の搬出入に伴う「浮遊粒子状物質」による影響についても、環境影響評価の項目として選定する必要がある。
- (3) 排ガスの脱硫設備として、湿式排ガス処理設備の設置が計画されていることから、当該処理水を含んだ一般排水及び排水処理により発生する汚泥中に重金属が含まれるおそれがある場合には、環境影響評価の項目として選定する必要がある。
- (4) 発電所供用後の施設の稼働に伴う「海域に生息する動物」に関しては、冷却水の取水による卵及び稚子の損傷等の影響についても、環境影響評価の項目として選定する必要がある。

## 3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 「粉じん等」、「水の汚れ」などの項目に係る「予測の基本的な手法」について「事例の引用又は解析」と記載しているものについては、当該項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案してその妥当性を検討し、評価において必要とされる水準が確保されるよう、適切な予測法を選定する必要がある。
- (2) 工事中資材等の搬出入及び発電所供用後の資材等の搬出入に伴う「騒音」による影響については、その調査、予測地域を「対象事業実施区域の周辺5キロメートルの範囲」としているが、発生交通に伴う道路交通騒音は対象事業実施区域の周辺5キロメートルを超えて及ぶことも想定されることから、輸送車両の走行予定経路における交通量、環境基準の達成状況、配慮を必要とする施設の有無等を勘案して、適宜、調査、予測地点を追加する必要がある。

- (3) 温排水の放水に伴い、放水先の海域における流況が変化するおそれがあることから、発電所供用後の施設の稼働に伴う一般排水からの「水の汚れ」による影響については、当該流況の変化を考慮して予測、評価を行う必要がある。
- (4) 昆虫類のカワラハンミョウは、環境庁レッドリスト（平成12年4月12日公表）の絶滅危惧Ⅱ類に該当することから、重要な動物として位置づける必要がある。
- また、「茨城における絶滅のおそれのある野生生物（植物編）」及び「同（動物編）」等に掲載された種についても、重要な動植物として位置づける必要がある。
- (5) 発電用燃料として石炭を使用することにより多量の「二酸化炭素」が排出されることとなることから、当該発電施設からの排出を抑制するため高効率化技術の導入等について検討を行うとともに、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所及び所内関連企業と合わせた抑制対策を示して、評価を行う必要がある。



鹿環第125号  
平成12年5月12日

茨城県知事 橋本 昌 様

鹿嶋市長 内 田 俊 郎



環境影響評価法第10条第2項の規定に基づく意見について（回答）

平成12年4月25日付け環政第375号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

#### 記

- 1 環境影響評価の実施については、環境影響評価に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）にそって実施すること、かつ、住民意見については、適切な対応を図ること。
- 2 鹿嶋市環境基本条例（平成12年条例第4号）を遵守し、影響評価を実施すること。
- 3 大気環境大気質に係る調査位置の設定について、年間を通して北北東の風が多く、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点を考慮願いたい。
- 4 発電所の稼働に伴い燃料として石炭を使用するため、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する調査、予測及び評価については、次の大気環境大気質項目について、特に十分な調査をお願いする。
  - (1) 排出ガス 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質
  - (2) 貯蔵場及び搬送ベルトコンベアからの飛散 石炭粉じん
- 5 燃料として使用する石炭の品質管理、最終生成物の石炭灰等の処分、温暖化対策として排出される二酸化炭素の削減等も考慮すること。
- 6 冷却水（温排水）を鹿島港へ放流することにより、海生生物への影響を考慮すること。



環 第 76 号  
平成12年5月16日

茨城県知事 橋本 昌 様

神栖町長 岡野 敬四郎



環境影響評価法第10条第2項の規定に基づく意見について（回答）

平成12年4月25日付け環政375号で照会のあったことについては、下記のとおりです。

記

- 1 施設稼働時に発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質について、地域を代表する地点において調査、予測、評価すること。
- 2 石炭貯蔵場及び運炭コンベアからの、石炭粉じん飛散防止には、特に考慮すること。
- 3 温室効果ガス対策として、二酸化炭素の排出削減に考慮すること。
- 4 発生する石炭灰について有効利用すること。
- 5 温排水による海生動植物への影響について考慮すること。